

令和 7 年度 各水源地系末端給水栓水質検査結果【5月度】

検 査 地 点			出庭水源地 末端給水栓	十里水源地 末端給水栓	金勝水源地 末端給水栓	第1高区(県用水) 末端給水栓	観音寺水源地 末端給水栓	
毎日検査項目			・・・1日1回以上検査を行うことが義務付けられている項目です。					
項目	項 目	評 価	検 査 結 果					備 考
1	色	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	水道法施行規則第15 条第1項第1号による
2	濁り	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
3	消毒の残留効果(残留塩素)平均値	0.1mg/L以上	0.44	0.49	0.47	0.40	0.47	
水質基準項目			・・・水道水が備えるべき水質上の要件であり、水道法第4条に基づき検査が義務付けられている項目で、基準値を上回る場合は、飲料水として給水することができません。					
項目	項 目	基準値 (mg/L)	検 査 結 果 ・ 検査日					区 分
			5月12日	5月12日	5月12日	5月12日	5月12日	
1	一般細菌	100集落／mL以下	0	0	0	0	0	病原生物による汚 染の指標
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	－	－	－	－	－	無機物 ／ 重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	－	－	0.00005未満	－	－	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	－	－	－	－	－	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	－	－	－	－	
8	六価クロム化合物	0.05以下	－	－	－	－	－	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	－	－	－	－	－	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.6	0.8	－	－	－	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.13	－	－	－	0.19	
13	ホウ素及びその化合物	1以下	－	－	－	－	－	一 般 有 機 物
14	四塩化炭素	0.002以下	－	－	－	－	－	
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	－	－	－	－	－	
16	シス-1,2-ジクロロエチレンおよびトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	－	－	－	－	－	
17	ジクロロメタン	0.02以下	－	－	－	－	－	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	－	－	－	－	－	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	－	0.001未満	－	－	－	
20	ベンゼン	0.01以下	－	－	－	－	－	消 毒 副生成物
21	塩素酸	0.6以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.07	
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
23	クロロホルム	0.06以下	0.001未満	0.001未満	0.008	0.010	0.012	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.004	0.005	0.010	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.002	0.001未満	0.002	0.002	0.001未満	
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.005	0.002未満	0.014	0.018	0.014	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003	0.004	0.010	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.002	0.001未満	0.005	0.006	0.002	
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	着 色
32	亜鉛及びその化合物	1以下	－	－	－	－	－	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01	－	－	0.04	0.01	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	－	－	－	－	0.01未満	
35	銅及びその化合物	1以下	－	－	－	－	－	味
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	－	－	－	－	－	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001未満	0.001未満	－	－	0.001未満	着 色
38	塩化物イオン	200以下	35	19	13	12	6	味
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	38	74	36	－	－	
40	蒸発残留物	500以下	130	170	81	－	－	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	－	－	－	－	－	発 泡
42	ジェオスミン	0.00001以下	－	－	－	－	－	カビ臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	－	－	－	－	－	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	－	－	－	－	－	発 泡
45	フェノール類	0.005以下	－	－	－	－	－	臭 気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.3	0.3未満	0.5	0.8	0.5	味
47	pH値	5.8～8.6	7.0	7.5	7.4	7.4	7.3	基礎的性状
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50	色度	5度以下	0.5度未満	0.5度未満	0.5度未満	0.5度未満	0.5度未満	
51	濁度	2度以下	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満	

令和 7 年度 各水源地浄水池水質検査結果【5月度】

検 査 地 点			出庭水源地 浄水池	十里水源地 浄水池	金勝水源地 浄水池	第1高区(県用水) 受水池	観音寺水源地 浄水池	
毎日検査項目			・・・1日1回以上検査を行うことが義務付けられている項目です。					
項目	項 目	評 価	検 査 結 果					備 考
1	色	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	水道法施行規則第15 条第1項第1号による
2	濁り	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
3	消毒の残留効果(残留塩素)平均値	0. 1mg/L以上	0.52	0.51	0.52	0.57	0.59	
水質基準項目			・・・水道水が備えるべき水質上の要件であり、水道法第4条に基づき検査が義務付けられている項目で、基準値を上回る場合は、飲料水として給水することができません。					
項目	項 目	基準値 (mg/L)	検 査 結 果 ・ 検査日					区 分
			5月12日	-	5月12日	-	-	
1	一般細菌	100CFU以下／mL※	-	-	-	-	-	病原生物による汚 染の指標
2	大腸菌	検出されないこと	-	-	-	-	-	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	-	-	-	-	-	無機物 ／重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	-	-	0.00005未満	-	-	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	-	-	-	-	-	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	-	-	-	-	-	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	-	-	-	-	-	
8	六価クロム化合物	0.02以下	-	-	-	-	-	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	-	-	-	-	-	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	-	-	-	-	-	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	-	-	-	-	-	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	-	-	-	-	-	
13	ホウ素及びその化合物	1以下	-	-	-	-	-	
14	四塩化炭素	0.002以下	-	-	-	-	-	一般有機物
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	-	-	-	-	-	
16	シス-1,2-ジクロロエチレンおよびトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	-	-	
17	ジクロロメタン	0.02以下	-	-	-	-	-	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-	-	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-	-	
20	ベンゼン	0.01以下	-	-	-	-	-	
21	塩素酸	0.6以下	-	-	-	-	-	消 毒 副生成物
22	クロロ酢酸	0.02以下	-	-	-	-	-	
23	クロロホルム	0.06以下	-	-	-	-	-	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	-	-	-	-	-	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	-	-	-	-	-	
26	臭素酸	0.01以下	-	-	-	-	-	
27	総トリハロメタン	0.1以下	-	-	-	-	-	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	-	-	-	-	-	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	-	-	-	-	-	
30	ブロモホルム	0.09以下	-	-	-	-	-	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	-	-	-	-	-	
32	亜鉛及びその化合物	1以下	-	-	-	-	-	着 色
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	-	-	-	-	-	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	-	-	-	-	-	
35	銅及びその化合物	1以下	-	-	-	-	-	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	-	-	-	-	-	味
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001未満	-	-	-	-	着 色
38	塩化物イオン	200以下	-	-	-	-	-	味
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	-	-	-	-	-	
40	蒸発残留物	500以下	-	-	-	-	-	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	-	-	-	-	-	発 泡
42	ジェオスミン	0.00001以下	-	-	-	-	-	カビ臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	-	-	-	-	-	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	-	-	-	-	-	発 泡
45	フェノール類	0.005以下	-	-	-	-	-	臭 気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	-	-	-	-	-	味
47	pH値	5.8～8.6	-	-	-	-	-	基礎的性状
48	味	異常でないこと	-	-	-	-	-	
49	臭気	異常でないこと	-	-	-	-	-	
50	色度	5度以下	-	-	-	-	-	
51	濁度	2度以下	-	-	-	-	-	